

70歳以上の社会保険 加入・手続き確認チェックリスト

1.判定の前提整理

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	生年月日から70歳到達日を確定した - 補足：70歳到達日は誕生日の前日で管理する
<input type="checkbox"/>	生年月日から75歳到達日を確定した
<input type="checkbox"/>	事象を区分した - 補足：在職中の70歳到達／70歳以上の雇い入れ／退職／75歳到達／複数事業所勤務の発生

2.健康保険の取扱い

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	70歳以上75歳未満で加入要件を満たす場合、健康保険の資格は継続または取得することを確認した
<input type="checkbox"/>	75歳到達で健康保険の資格喪失となることを確認した
<input type="checkbox"/>	受診時の提示物を確認した - 補足：2025年12月2日以降は「マイナ保険証」または「資格確認書」を提示する
<input type="checkbox"/>	高齢受給者証の交付と使用開始日を確認した - 補足：70歳到達時は誕生月に交付、原則として翌月1日から使用開始 マイナ保険証の利用登録あり⇒「資格情報のお知らせ」が送られてくる マイナ保険証の利用登録なし⇒「高齢受給者証」が送られてくる

3.厚生年金の70歳到達手続き

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	在職中に70歳に到達し、同一事業所で継続雇用する対象者を特定した
<input type="checkbox"/>	70歳到達時点の標準報酬月額相当額が、到達日前日の標準報酬月額と同額かを確認した - 補足：同額なら届出が省略される対象になり得る
<input type="checkbox"/>	標準報酬月額相当額が異なる場合、70歳到達日から5日以内に届出することを確認した - 補足：提出期限は5日以内
<input type="checkbox"/>	70歳到達後の取扱いを確認した - 補足：厚生年金の被保険者ではなくなり保険料は徴収されず、年金額にも反映されない

4.70歳以上の雇い入れ手続き

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	70歳以上75歳未満を雇い入れ、健康保険の加入要件を満たす場合、資格取得届を提出することを確認した
<input type="checkbox"/>	70歳以上被用者に該当する場合、同じ届書で提出することを確認した - 補足：資格取得届と70歳以上被用者該当届は同一の届書で扱う
<input type="checkbox"/>	提出期限を雇い入れ日から5日以内に管理した

5.複数事業所勤務の発生

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	70歳以上の対象者が同時に複数の適用事業所に使用される状態になったかを確認した - 補足：それぞれの事業所ごとに社会保険の加入要件を満たしている場合
<input type="checkbox"/>	該当する場合、本人が届出し主たる事業所を選択する必要があることを確認した - 補足：「厚生年金保険 70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届」を10日以内に提出

6.退職時の手続き

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	退職日を確定し、資格喪失手続きの要否を判定した
<input type="checkbox"/>	70歳以上被用者に該当していた場合、非該当の届出要否を確認した
<input type="checkbox"/>	提出期限を事実発生から5日以内に管理した

7. 75歳到達時の手続き

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	75歳到達で健康保険の資格喪失となる処理を行うことを確認した
<input type="checkbox"/>	提出期限を75歳到達日から5日以内で管理した

8.雇用保険の加入判定

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	週所定労働時間が20時間以上かを確認した
<input type="checkbox"/>	31日以上の雇用見込みがあるかを確認した
<input type="checkbox"/>	要件を満たす場合、資格取得届の提出期限を翌月10日で管理した

9.在職老齡年金の影響確認

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	70歳以上で厚生年金の被保険者ではない場合でも、在職による支給停止調整の対象になり得ることを確認した
<input type="checkbox"/>	支給停止の計算に用いる額が「標準報酬月額相当額」「標準賞与額相当額」になることを確認した

チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	70歳到達日は誕生日の前日で管理し、期限起算を統一する
<input type="checkbox"/>	70歳到達時は標準報酬月額相当額の同額判定で届出要否が分岐する
<input type="checkbox"/>	70歳以上の複数事業所勤務は本人届出が必要になり、事業主側だけでは完結しない
<input type="checkbox"/>	2025年12月2日以降、受診時はマイナ保険証か資格確認書のいずれかの提示が必要になる

※2026年3月時点の情報をもとに作成しています